



(令和7年4月～令和8年3月)

海田町環境センター

(082) 823-4601

ごみは、【決められた日】に【決められたもの】を【正しく分別】して【決められた場所】に【朝 8 時30分】までに出してください。

町では収集しません	家電4品目等	家電リサイクル法等によりテレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン・デスクトップパソコンのモニターのみ	●販売店に相談してください。●裏面を参考にしてください。
	事業ごみ	商店・飲食店・理美容院・事務所・病院・工場等事業活動に伴って生じるごみ ※近くのご家庭ごみのステーションに出してはいけません	●一般廃棄物は町で許可を受けた海田町一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼してください。 (許可業者は、環境センターにお尋ねください。海田町ホームページにも記載しています。)
	一時多量ごみ	引越・庭木の剪定・土砂・入替時の畳等	
	その他	 ●バイク・スクーター (部品も) ●バッテリー ●農薬・劇薬 ●ボールの球 ●タイヤ ●自動車部品 ●中身のある塗料缶 ●廃物用石 ●石 (小石以外) ●ボーリングの球 ●パソコンのモニター ●金庫 (手持ち金庫は除く) ●産業廃棄物 ●セメント材 ●ブロック ●仏壇・仏具 ●神棚・神具・神徒遣 ●加熱式タバコ (電子タバコ) ●ガスボンベ ●建築廃材 ●冷蔵庫・冷凍庫 ●洗濯機 ●衣類乾燥機 ●エアコン ●デスクトップパソコン ●モニター ●金庫 ●産業廃棄物 ●セメント材 ●ブロック ●仏壇・仏具 ●神棚・神具・神徒遣 ●加熱式タバコ (電子タバコ) ●ガスボンベ ●建築廃材	●購入した店・解体業者、海田町一般廃棄物収集運搬許可業者へ相談してください。 ※消火器：処分するときは、次のところに相談してください。 広島県消防機器同業組合 TEL 0120 - 72 - 3830 ※事業者が自主回収している物は回収しません (例 ケイソウド 珪藻土マット他)。

資源物回収日（ は、原則的な収集日を変更した日）													収 集 地 区	大 型 ご み					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	原則的な収集日	（どの地区に該当するか近隣の方に問い合せ下さい）	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
1	12	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3	毎月第1火曜日	寺迫1, 2丁目（グランツォ海田以外）・稲葉・東1, 2丁目	4/25	6/27	8/22	10/24	12/26	2/27
8	13	10	8	12	9	14	11	9	13	10	10	毎月第2火曜日	三迫1, 2, 3丁目・東1丁目の3, 7, 8番付近						
15	20	17	15	19	16	21	18	16	20	17	17	毎月第3火曜日	蟹原1, 2丁目・幸町	4/11	6/13	8/8	10/10	12/12	2/13
22	27	24	22	26	30	28	25	23	27	24	24	毎月第4火曜日	西浜・大立町						
2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4	毎月第1水曜日	国信1, 2丁目・砂走・曾田	4/18	6/20	8/15	10/17	12/19	2/20
9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	9	11	毎月第2水曜日	中店・上市・市頭・県営東海田（石原）						
16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18	毎月第3水曜日	新町・稲荷町	4/4	6/6	8/1	10/3	12/5	2/6
23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25	毎月第4水曜日	成本・石原・畝1丁目（山畝 [*] ）						
3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5	毎月第1木曜日	浜角・あさひ団地・明飛川付近・三迫1丁目（27付近・ひまわりタウン）・寺迫1丁目（グランツォ海田のみ）	5/16	7/18	9/19	11/21	1/23	3/17
10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12	毎月第2木曜日	窪町・つくも町・南つくも町・明神町・南明神町						
17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19	毎月第3木曜日	堀川町・大正町・昭和町	5/2	7/4	9/5	11/7	1/9	3/6
24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26	毎月第4木曜日	南堀川町・栄町・南大正町						
4	2	6	4	1	5	3	7	5	9	6	6	毎月第1金曜日	曙町・南昭和町	5/23	7/25	9/26	11/28	1/30	3/27
11	9	13	11	8	12	10	14	12	16	13	13	毎月第2金曜日	昭和町・日の出町・畝1丁目（山畝 [*] 以外）、畝2丁目						
18	16	20	18	15	19	17	21	19	23	20	31	毎月第3金曜日	南幸町・月見町	5/9	7/11	9/12	11/14	1/16	3/13
25	23	27	25	22	26	24	28	26	30	27	27	毎月第4金曜日	東昭和町・南本町						

※ 5月・9月・1月・2月・3月は原則的な収集日を変更している地区があります。

※ 山畝とは、概ね、畝1丁目3～12、13と15の一部を指します。

※ 1月・3月は原則的な収集日を変更している地区があります。

裏面もご覧ください

転入などで、新しく海田町に住むことになった方は、ごみステーションの位置や地域での決まりごとなどの情報を近所の方に問い合わせてください。

食品ロス削減にご協力下さい!!
※食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられる食品のことです。

- 肉や魚の保存方法を工夫する
- 使い切れる分だけ買う
- 家にある食材・食品をチエックする
- 調理で作りすぎない！ 余ったら別の献立に変身!!